

<裁判例 No.6 >

大阪高裁平成30年3月28日

【出典】

先物取引裁判例集79号126頁

【取引類型】

外国為替証拠金取引及び株価指数証拠金取引

【原告の属性】

昭和21年生まれ的女性（本件取引当時66歳）。

検数会社で事務員をしていたが、23歳で結婚して専業主婦となり、30代半ば頃からは様々なアルバイトをしていた。

本件各取引当時、収入が年金や不動産賃料等年約250万円あり、金融資産が現金預貯金約1億5000万円、株式等有価証券約5000万円あった。

本件各取引開始前に、投資経験として、三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社において、米ドルの外貨建MMF（投資信託の一種であり、元本割れリスクがないわけではないが、安全性の高い商品である。）等の外貨建投資信託取引、外貨預金取引、トルコリラの債券取引やブラジルレアルの取引（詳細不明）を行った経験が、SMBC日興証券株式会社（以下「日興証券」という。）において、MRF（投資信託の一種であり、元本割れリスクがないわけではないが、安全性の極めて高い商品である。）取引及び米ドルの外国為替取引を行った経験があった。

【違法要素】

原審は請求棄却

過当取引→○

指導助言義務違反→○

【指導助言義務に関する判示】

金融商品仲介業者が当該取引について支配を及ぼし、顧客の信用を濫用して自己の利益を図り、当該口座の性格に照らして金額、回数において過当な取引を行う場合は過当取引に該当するものとして、違法といえる。

また、金融商品仲介業者は、顧客から委託を受けて顧客に対し誠実公正義務を負うから、リスクが大きく、手数料額もかさむ短期頻繁売買を安易に提案するのではなく、リスク及び手数料額について、顧客に十分説明し、不合理な取引を改善、是正させるために指導、助言すべき助言指導義務を負うというべきである。

本件CFD取引は、取引回数、取引金額が多く突出した手数料が発生していることや両建ての状況等として過大な取引であり不合理なものであったと認定するのが相当である。

以上に認定した控訴人の注文時の経過、取引の内容（過大な取引であり、新規建玉追加、両建て状態等により多額の手数料が毎回発生していたこと等）、手数料額に関しては控訴人の意識が及んでいなかったとみられることからすれば、控訴人が注文した取引内容は、控訴人の損切りはしたくない等の目先の要望を聞き容れた形にしながらも、担当者の主導のもとに定められたと推認することができ、少なくとも、控訴人が担当者の提案や助言によることなく自らの意思と判断のみによって、注文、決算を行ったことはほぼなかったといえる。

以上によれば、被控訴人カネツ商事担当者は、本件CFD取引に関し支配を及ぼし、金額、回数において過大な取引を行い、顧客の信用を濫用して手数料等自己の利益を図ったものといえ、同担当者は、リスクが大きく、手数料額もかさむ短期頻繁売買を安易に提案するのではなく、リスク及び手数料額について顧客に十分説明し、不合理な取引を改善、是正させるために指導、助言すべき助言指導義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、過大な取引を勧めて多額の手数料等の利益を得て上記義務に違反したものと認めるのが相当である。

被控訴人カネツ商事担当者の本件CFD取引の勧誘行為は、過当取引や指導助言義務違反があり不法行為に該当

【指導助言義務の発生根拠】

金融商品仲介業者の誠実公正義務

【過失相殺】

3割

指導助言義務を認容したこととの関係について特に言及なし